

## 沖縄県学校給食管理システムに係る企画提案募集要領

県立学校（中学校 1 校、特別支援学校 13 校）へ「沖縄県学校給食管理システム」を導入するにあたり、パッケージ選考のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

### 1. 事業趣旨

県立学校における給食管理業務の一元化により業務の効率化を図り、個別のアレルギーや栄養管理等に対応するためのシステムを導入することを目的とする。

本事業は、「献立作成業務の迅速化」「栄養管理・食数管理・発注管理の連動による作業の効率化」「個別のアレルギー・栄養管理状況の把握」の実現を目的として給食管理システムの導入を実施するにあたり、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、「沖縄県学校給食管理システム」において使用するパッケージ等の選定を行うものとする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 募集業務名

沖縄県学校給食管理システム導入及び保守業務

#### (2) システムの概要

別紙 1 「沖縄県学校給食管理システム仕様書」及び別紙 2 「沖縄県学校給食管理システム詳細機能一覧」（以下「仕様書等」という。）のとおりに

#### (3) 期間

令和 7 年（2025 年）3 月 16 日から令和 12 年（2030 年）3 月 15 日まで

#### (4) システムの導入にかかる予算の上限額

5 年間（60 月）総額 14,968,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

月額 249,480 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額には、契約期間の保守料を含む。

※消費税及び地方消費税の税率は 10%とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容にかかる予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

※ なお、本業務の契約締結にあたり、その契約額について、契約期間内に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合は、沖縄県と受託者との協議のうえ契約の変更を行い、改定後の税率により定めるものとする。

### 3. プロポーザル参加資格要件

参加資格を有するものは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。  
(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 本県の競争入札参加資格を有しているものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 公表日以後に県の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 国、地方公共団体又は学校法人に対して、学校給食献立管理システムの導入実績があること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証を取得していること。
- (7) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (8) 提案するシステムの保守を担う技術者が常駐する拠点からのサポート対応について、業務に対する影響が最小限になるような体制を整備できる者。
- (9) 沖縄県内に事業所（本店又は支店）があること。

### 4. 応募手続等

- (1) 参加申請書の提出

本調達に参加するものは、次の申請書類を提出期限内に提出しなければならない。

- ① 提出受付期限 令和 7 年 2 月 13 日（木）17 時まで  
※閉庁日を除く
- ② 提出場所 教育庁教育支援課（県庁 13 階）
- ③ 提出方法 郵送又は持参（いずれの方法も提出期限必着）
- ④ 提出書類 以下の書類を各 1 部提出すること。

書類名	様式	備考
参加申請書	様式 1	
会社概要	様式 2	会社概要の資料を提出すること。
業務実績証明書	様式 3	業務概要がわかる成果物の写しの添付が可能な場合は添付すること。
セキュリティ認証の写し	任意	プライバシーマーク又は I S M S 認証等を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。

#### ⑤ 審査結果

参加表明者に対しては参加資格要件を確認し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書（様式 5）により令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 3 時までに E-mail により連絡した上、文書で結果を通知する。

#### (2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 2 月 26 日（水）17 時
- ② 提出場所 教育庁教育支援課（県庁 13 階）
- ③ 提出部数 以下の書類を一式にまとめて 8 部提出すること（1 部は原本、残りはコピーで可）。

書類名	様式	提案書の校正等
企画提案書表紙	様式 4	
企画提案書	任意	提案する業務ソフトウェアの製品概要 ① システム名称 ② 製造元、開発元 ③ システムの特徴 ④ 他社業務ソフトウェアに対する優位点 ⑤ 開発時期、バージョンアップの来歴 ⑥ ソフトウェア構成及びシステム形態 ⑦ 帳票サンプル
実施体制図	任意	① 運用保守体制 （問い合わせ対応、故障障害対応） ② システムの安全対策 （データのバックアップ、セキュリティ対策方針）
主任技術者の経歴等		責任者の氏名等と従事した業務実績を記載した書類

スケジュール	任意	システムの導入スケジュールについて
経費見積書	様式5 ※明細(任意様式)を別途添付	仕様に基づき、システム賃貸借料(システム導入にかかる費用)及び保守経費(何れも5年間の費用)を明確にし、合計金額、消費税額が分かるもの
沖縄県学校給食管理システム 詳細機能一覧		別紙2「沖縄県学校給食管理システム詳細機能一覧」に基づく内容を実現すること。仮に、対応が困難な場合、対処できる代替案を提示すること。代替案を提示する場合は、機能確認書と相違点一覧表(任意様式)を添付すること。

※作成にあたり、文献を引用した場合は、該当箇所に出典を明示すること。

### (3) 参加辞退届

参加意思表明後の提出後にやむを得ず辞退をする場合は、参加辞退届(様式6)をFAX又は電子メールにて提出すること。

### (4) 留意事項

- ① 企画提案書は原則としてA4版・横書き・片面印刷・30項以内で作成すること。
- ② 提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には応じられないものとする。
- ③ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者側の負担とする。
- ④ 専門知識を有しないものにも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は注釈をつけること。
- ⑤ 応募書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑥ 提出された提案書は、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。又、提案書等の提出物は返却しない。
- ⑦ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

### (5) 質問の受付及び回答

#### ① 受付期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月7日(金)の9時から17時まで

※閉庁日を除く

- ② 受付方法 所定の質問書(様式7)に記載の上、FAX又は電子メールでの受付とする。

FAX: 098-866-2707

E-Mail: [aa318700@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa318700@pref.okinawa.lg.jp)

③ 回答期限 期限までの全ての質問事項について、令和7年2月10日（月）までにホームページにて回答を行う。

（質問がない場合は、掲載しない。）

## 5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。

なお、提案者多数の場合には、書類による第一次審査を実施する。

第一次審査通過者（第一次審査を実施しない場合は、すべての提案者）に対して、第二次審査の詳細（期日、集合時間、場所、プレゼンテーション時間等）について県から連絡する。

(1) ヒアリングは、令和7年3月6日（木）に実施する予定である。

(2) ヒアリングの出席者は、説明者を含め3名以内とする。

(3) ヒアリングの時間は、1事業者45分以内とする。

（準備5分、説明25分、質疑応答10分、片付け5分）

※プロジェクター等が必要な場合は事前に相談すること。

## 6 審査

(1) 企画提案については、沖縄県学校給食管理システム賃貸借業者選定委員会において、提案書等の内容及びヒアリングの状況を総合的に審査・評価し、最も優れた提案者を賃貸人候補者として選定する。

(2) 提案者が1事業者であっても提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 審査結果については、すべての提案者に対し教育支援課から通知する。

## 7 契約手続等

(1) 沖縄県は、優先交渉権者となった者と業務内容について協議を行う。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者と協議に入るものとする。

(2) 沖縄県は、協議の整った者を当選者とし、その者と契約するものとする。

## 8. その他

(1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は失格とする。

(2) 審査に関する内容及び経過等については公表しない。

(3) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(4) 採用された企画提案書等については、予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 9. 提出先及び問い合わせ先

〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁13階

沖縄県教育庁教育支援課 学校予算班 (担当：安室)

電話：098-866-2711 FAX：098-866-2707

Email：[aa318700@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa318700@pref.okinawa.lg.jp)

